



「文化財保護法」と野生の生き物たち



衝突事故が増加しているタンチョウ。死体などをみつけたら博物館へご連絡ください。

(写真:浦幌町立博物館撮影)

天然記念物は教育委員会で所管しています。もしも傷つけてしまったり、生息地を脅かす可能性のある事業の実施には、文化財保護法による届け出が必要です。詳しくは、社会教育係もしくは博物館へお問い合わせください。

それが「天然記念物」です。浦幌で代表的なのは、特別天然記念物のタンチョウ、それに今季節に飛来する渡り鳥のマガシやオオヒシクイ、もうすぐ北へ帰るオオワシ、大型のキツツキであるクマゲラなどです。

文化財とは、遺跡や歴史的建造物など、人の作り出した文化的な遺産をイメージしがちです。しかし、実は学術上、重要な自然物も対象になる場合があります。

博物館の窓

学芸員 持田 誠

第91回